

書けるところから書いていきましょう。

- ♪理由やエピソードがあれば書いてみましょう♪

一方で、不安に思っていることや将来への心配事などがあれば書いてみましょう

- わたしのこと

日課

好きな食べ物

特技・得意なこと

苦手・
嫌いなこと

☐ その他 ()

- (医師)

(醫師)

無 / 申請中 / 要支援 1 2 / 要介護 1 2 3 4 5

無 / 申請中 / 身体 級 / 療育 判定 / 精神 級

有 · 無 · 申請中

● 治療について（万が一に備えて…）

治療について ☐ 1日でも長く生きられるような治療を受けたい
☐ 痛みや苦しみが少ない治療を受けたい
☐ 上記2つとも希望しない
☐ その他（ ）

最期に過ごしたい場所 ☐ 自宅 ☐ 病院 ☐ 老人ホームなどの施設
☐ 障がい児・者などの施設 ☐ その他（ ）

● 意思決定が困難になった場合、わたしの意思を推定する者として、治療や日常的なケアを含めて相談してほしい人（いない場合は空欄で良いです）

ふりがな 氏名 関係 連絡先

● そのほか、支援者に知っておいてほしいことや配慮してほしいこと

● 緊急連絡先

1 ふりがな 氏名 関係 連絡先

2 ふりがな 氏名 関係 連絡先

● このノートと一緒に作った人

家族の構成図

氏名 関係

氏名 関係

氏名 関係

氏名 関係

このノートに記載する情報がケアに反映されます。自分の望む生活を送るため、このノートを、医師や看護師、ケアマネジャーなどの専門職（支援者）と共有しましょう。
 また、意思が変わったと感じた際には、積極的にこのノートを更新していきましょう。

※専門職など一緒に作った人からの一言メッセージ※

作成日 令和 年 月 日 （作成場面 ）

ふりがな 本人氏名 男・女 生年月日 大・昭 平・令 年 月 日

住所

わたしのノート（スタート編）



書けるところから書いていきましょう。

● わたしの想い・夢（ありたい自分、叶えたい夢、希望、家族への想いを記載しましょう）

♪理由やエピソードはあ

一方で、不安に思っ

★Point★

- ㊦初めから書けない場合は、「わたしのこと」などから書き始め、自分の想いを整理してから書いていきましょう。
- ㊦「わたしの想い・夢」を書いた特別な理由や想いがあるはずです。自分の想いや人生観を表すキーワードになるため、エピソードや理由を書いてみましょう。
- ㊦「わたしの夢・想い」がある一方で、不安に思っていることや心配なことなどを書いてみましょう。

★記載例★

- ・人に迷惑をかけずに自立して生きていきたい。
- ・家族との思い出の場所の〇〇へ行きたい。
- ・□□を経験・体験してみたい。
- ・足腰が弱り、歩けなくなってしまうか不安。
- ・介護が必要になった場合に、ひとり暮らしでも暮らしていけるかが不安。

● わたしに対する家族の想い

★Point★

- ㊦ご本人をケアすることへの想いや、「わたしの夢・想い」に対する想い、ご本人に対してどのような生き方をしてほしいかなど、ご家族の方がご本人に対する想いを書きましょう。

● わたしのこと

趣味

日課

大切な場所

好きな色

★Point★

- ㊦生活・療養をし続けたい場所
療養中の場合…どこで過ごしながらか療養したいか。
- 療養中でない場合…疾病を患った場合に、どこで過ごしながらか療養したいか。

苦手・

嫌いなこと

楽しみなこと

療養・生活し

☐ 自宅

☐ 病院

☐ 老人ホームなどの施設

続けたい場所

☐ 障がい児・者などの施設

☐ その他（ ）

● 健康状態などについて

かかりつけ医

有

連携先病院

有

疾病名

介護認定

無

障がい手帳

無

★Point★

- ㊦かかりつけ医
自分の健康に異変を感じた場合に相談をする医療機関がかかりつけ医です。
- ㊦連携先病院
かかりつけ医とは別の病院で検査などを行っていることがあれば、その病院を書いてください。
- ㊦疾病名
分からない・書きたくない場合は、書かなくても良いです。

特定疾患受給者証

有 ・ 無 ・ 申請中

生活保護

有 ・ 無 ・ 申請中

● 治療について（万が一に備えて…）

治療について

最期に過ごしたい場所

★ Point ★

㊦ どんな人にも万が一は起こりうる話です。自分に万が一のことが起こった時に、どのような治療をしてほしいか、どこで最期を過ごしたいか、整理をしてみましょう。

障がい児・者などの施設 ☐ その他 ()

意思決定が困難な
治療や日常的な生活

ふりがな
氏名 _____

★ Point ★

⑤意思決定が困難になった場合でも意思は存在するため、まわりの支援者はわたしの意思を推定し、十分に話し合ったうえで最善の方針をとります。
その際に、わたしの意思を推定する人を前もって定め、その人と治療や日常的なケアを含め、繰り返し話し合うことで、意思が推定しやすくなります。

● そのほか、支援者に知っておいてほしいことや配慮してほしいこと



★ Point ★

👉 周りのかたに対して、知っておいてほしいことを書きましょう。

★記載例★

- ・自分には○○といったこだわりがある。
- ・自分が混乱しているときは、落ち着いてから話をしてほしい。
- ・身体手帳は持っていないが足が不自由。
- ・耳が遠く聞き取りづらいことが多いため、大きな声で話してほしい。
- ・認知機能が低下しているため、記憶を繰り返し振り返るように心がけてほしい。
- ・（終末期の方で）状態が急変した場合は、救急車を呼ばないでほしい。

● 緊急連絡先

1	ふりがな 氏名	関係	連絡先
2	ふりがな 氏名	関係	連絡先

● このノートと一緒に作った人

家族の構成図

氏名 関係

氏名 関係

氏名 関係

氏名 関係

★ Point ★

👉 家族の構成図

- ・ご本人と一緒に暮らしている方など、ご本人との家族の関係性を図で表します。
- ・ご本人・ご家族では書くことが難しいため、専門職の方が書いても良いです。

このノートに記載する情報がケアに反映されます。自分の望む生活を送るため、このノートを、医師や看護師、ケアマネジャーなどの専門職（支援者）と共有しましょう。
また、意思が変わったと感じた際には、積極的にこのノートを更新していきましょう。

✿専門職など一緒に作った人からの一言メッセージ✿

★ Point ★

③一緒に作成した専門職などから本人に対する一言メッセージを書きましょう。

⑤作成日に加えて、どのような場面で作成したのか書きましょう。
（例）入院時、退院時、ケアマネジャーとの初めての面談時など

③次に作成するときは、今の内容から変わっていることもあるため、次の作成予定日（半年後・1年後など目安）を書きましょう。

作成日 令和 年 月

ふりがな

本人氏名

住所

エンディングノート

わたしのノート



お名前 _____

は じ め に

このノートは「自分はこうしたい」「こうして生きていきたい」という希望を記録するものです。認知症などにより十分に意思表示ができなくなったとき、自分の意思を相手に対して伝える参考材料として利用することができます。

住み慣れた地域社会で、ご自身が自分らしく生きることの手助けになることを願って、このノートを作成いたしました。

- 人生を振り返り、わたしを見つめなおします。
- 普段の暮らしを記録し、もしものときの希望を表明します。



目 次

● はじめに	
● 私のこと	2
● 私の好きなもの	3
● 私の健康状態	4
● 病気について	5
● 介護が必要になったら	7
● 認知症等になったら	8
● 葬儀のこと	9
● お墓のこと	10
● 遺言について	11
● 渡したいもの その他のもの	12
● 預貯金等の資産	13
● 生命保険等	14
● 不動産	15
● もしもの時の連絡先	18
● 大切な人へのメッセージ	19
● あなたの身近な相談窓口	22



記入日： 年 月 日

私のこと

ふりがな

大正・昭和・平成

名前 年 月 日生

〒

現住所

電話番号 () ー 血液型

本籍地

私の歩いた道のり

学歴

年 月 卒

年 月 卒

年 月 卒

年 月 卒

職歴

年 月～ 年 月

年 月～ 年 月

メモ（上記では書ききれなかったことをお書きください）

.....

.....

.....



記入日： 年 月 日

私の好きなもの

〈趣味・特技〉

〈好きな食べ物・飲み物〉

〈好きな色〉

〈日課〉

〈お気に入りの場所〉

〈メモ〉（上記では書ききれなかったことをお書きください）



記入日： 年 月 日

私の健康状態

〈かかりつけの病院〉

病院名 電話番号 () -

科名 病名

病院名 電話番号 () -

科名 病名

病院名 電話番号 () -

科名 病名

〈お薬〉

- いつも飲む薬
- お薬手帳保管場所

〈アレルギー等気をつけること〉

〈健康保険証〉

- 種類 ☐ 国民健康保険 ☐ 社会保険 ☐ 後期高齢者医療保険
- 保管場所

〈介護保険証〉

- 介護保険証 有 ・ 無 保管場所

〈障がい者手帳等〉

- 障がい者手帳等 有 ・ 無 保管場所
- 種類 ☐ 身障 (級) ☐ 精神 (級) ☐ 療育 (判定) ☐ 難病

記入日： 年 月 日

病気について ～不治の病になった時のことを考えて～

※チェック ☒ を入れてください

〈告知について〉

- | | |
|--|--|
| ☐ 病名・余命を告知してほしい | ☐ 病名・余命ともに告知しないでほしい |
| ☐ 病名のみ告知してほしい | ☐ 家族等にまかせる |
| ☐ その他 | |
| () | |

〈延命措置について〉

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ☐ 可能な限り延命措置を受けたい | ☐ 延命措置を希望しない |
| ☐ 苦痛を少なくすることを重視したい | ☐ 家族等にまかせる |
| ☐ その他 | |
| () | |

* 延命措置とは？（日本尊厳死協会ホームページ <http://www.songenshi-kyokai.com> より抜粋）
リビングウィルに書かれている「延命措置」とは、回復の見込みがないと診断された患者で、かつ死期が近づいているにもかかわらず、人工呼吸器や透析、胃ろうなどによって生命を維持させるための措置です。

〈人生の最期の時を過ごしたい場所について〉

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ☐ 自宅で過ごしたい | ☐ 病院で看護を受けたい |
| ☐ ホスピス（緩和ケア病棟）で過ごしたい | ☐ 家族等にまかせる |
| ☐ その他（ | ） |

〈臓器提供について〉

- | | |
|-------------------------------|--|
| ☐ 希望する | ☐ 希望しない |
| 臓器提供意思表示カードを | ☐ 持っている <u>保管場所</u> |
| | ☐ 持っていない |

記入日： 年 月 日

病気について ～不治の病になった時のことを考えて～

※チェック☒を入れてください

〈献体について〉

☐ 希望する

☐ 希望しない

(献体登録を ☐ している 登録先 ☐ していない)

〈私が判断できないときは〉

私の治療方針については 名前 [続柄:] の

意見を尊重して決めてください。 連絡先

〈メモ〉 ※書き足りないことなどを自由にお書きください。

記入日： 年 月 日

介護が必要になったら

※チェック ☒ を入れてください

〈介護をお願いしたい人〉

- ☐ 配偶者 ☐ 子ども
- ☐ ヘルパーなど介護保険のサービスを利用したい
- ☐ その他

名前 (関係:)

〈介護してほしい場所〉

- ☐ なるべく自宅を希望する
- ☐ 病院・施設

名称・場所等

- ☐
- お任せする

〈介護の費用〉

- ☐ 収入の範囲内でお願いしたい
- ☐ 私の預金を使ってほしい
- ☐ 用意していない
- ☐ その他

記入日： 年 月 日

認知症等になったら

※チェック ☒ を入れてください

〈財産管理などをお願いしたい人〉

☐ 配偶者

☐ 子ども

☐ 親族

☐ 成年後見人等

☐ 任意後見人

【成年後見制度とは】

認知症等で、判断能力が十分でない方を保護・支援するための制度です。

■成年後見人等…本人の利益を考えながら、財産管理に関する支援や、本人を代理して各種の手続きや契約を行う人のことです。成年後見人は家庭裁判所によって選ばれます。
利用する場合 豊田市成年後見支援センターへご相談ください。

■任意後見人…本人との間で結んだ任意後見契約に基づいて、判断能力が低下したら、本人の身上監護や財産管理に関する事務を行う人のことです。

〈メモ〉 ※書き足りないことなどを自由にお書きください。

記入日： 年 月 日

葬儀のこと

※チェック ☒ を入れてください

☐ 葬儀をする

☐ 葬儀をしない

〈葬儀の形式〉

☐ 自分の信じる宗教で

具体的に

☐ 無宗教で

☐ 家族・親族等に任せる

〈葬儀の場所〉

☐ お任せする

☐ 希望がある 名称等

☐ 互助会に入っている

☐ 入っていない

☐ その他

〈葬儀の規模〉

☐ 豪華・盛大に

☐ 家族・近親者のみ

☐ お任せする

〈遺 影〉

☐ 用意してある 保管場所

☐ お任せする

〈葬儀の費用〉

☐ 私の預金でまかなってほしい

☐ お任せする

☐ その他

記入日： 年 月 日

お墓のこと

※チェック ☒ を入れてください

〈お墓の場所〉

☐ すでにある

名称

住所

連絡先

☐ 希望あり

☐ 新たにお墓を購入

☐ 永代供養墓・納骨堂

☐ 散骨

☐ その他 ()

☐ お任せする

〈お墓の費用〉

☐ 私の預金でまかなってほしい

☐ お任せする

☐ その他

〈メモ〉 ※書き足りないことなどを自由にお書きください。

記入日： 年 月 日

遺言について

※チェック ☒ を入れてください

〈遺言書の有無〉

☐ 作成していない

☐ 作成している 保管場所

作成している場合は、以下種別のいずれかにチェック

☐ 自筆証書遺言 (作成年月日：)

☐ 公正証書遺言 (作成年月日：)

■自筆証書遺言…遺言者本人がその全文、日付及び氏名を手書きし、捺印をした遺言です。(2019 年より財産目録のみパソコンでの記入が可能となりました) 実際に相続する場合は、家庭裁判所での検認が必要になります。

■公正証書遺言…公証役場にて、証人 2 人以上の立ち合いのもと、遺言者本人の口授により公証人が遺言者の内容を文章にします。費用はかかりますが、検認手続きは不要で原本は公証役場に保管されるため安全な方法とされています。

◎遺言書は、自分が元気なうちに、残された者が困らないように作成しておくものです。相続や遺言書については、専門家に相談されることをおすすめします。

記入日： 年 月 日

渡したいもの～形見分け～

何を **品名** _____

保管場所 _____

誰に **名前** _____ **関係** _____

連絡先 _____

メッセージ

何を **品名** _____

保管場所 _____

誰に **名前** _____ **関係** _____

連絡先 _____

メッセージ

何を **品名** _____

保管場所 _____

誰に **名前** _____ **関係** _____

連絡先 _____

メッセージ

その他のものは

- ☐ 寄付が可能なものは、寄付してほしい
- ☐ すべて処分してほしい

メモ

記入日： 年 月 日

預貯金等の資産

〈預貯金〉

金融機関・支店名	種 別	口座番号	備 考

〈その他の資産〉

名 称	内 容	保管場所など	備 考

借入金

〈借入金・ローン〉

借入先	金 額	返済方法	備 考

記入日： 年 月 日

生命保険等

〈生命保険・損害/障害保険〉

保険会社	種類・内容	受取人	備考

年金

〈公的年金〉

基礎年金番号	種類	受給金額	備考

〈個人年金・企業年金〉

名称	記号番号等	受給金額	備考

記入日： 年 月 日

不動産

境界の権利関係や地域のルールなど、特に知っておいてほしいことがある場合は、記入しましょう！

〈不動産〉

No	種別	所在地	持ち分	備考
①	☐ 土地 ☐ 建物			
	＜土地・建物についてどうしたいか＞ 自分がいなくなった後・・・ ☐ 家族（ ）に引き継いでほしい ☐ 相続人の間で相談してほしい ☐ 売却・賃貸してほしい ☐ 遺言書に記載 ☐ その他（ ）			
②	☐ 土地 ☐ 建物			
	＜土地・建物についてどうしたいか＞ 自分がいなくなった後・・・ ☐ 家族（ ）に引き継いでほしい ☐ 相続人の間で相談してほしい ☐ 売却・賃貸してほしい ☐ 遺言書に記載 ☐ その他（ ）			
③	☐ 土地 ☐ 建物			
	＜土地・建物についてどうしたいか＞ 自分がいなくなった後・・・ ☐ 家族（ ）に引き継いでほしい ☐ 相続人の間で相談してほしい ☐ 売却・賃貸してほしい ☐ 遺言書に記載 ☐ その他（ ）			
④	☐ 土地 ☐ 建物			
	＜土地・建物についてどうしたいか＞ 自分がいなくなった後・・・ ☐ 家族（ ）に引き継いでほしい ☐ 相続人の間で相談してほしい ☐ 売却・賃貸してほしい ☐ 遺言書に記載 ☐ その他（ ）			
⑤	☐ 土地 ☐ 建物			
	＜土地・建物についてどうしたいか＞ 自分がいなくなった後・・・ ☐ 家族（ ）に引き継いでほしい ☐ 相続人の間で相談してほしい ☐ 売却・賃貸してほしい ☐ 遺言書に記載 ☐ その他（ ）			



空き家の管理について

○「突然相続で空き家を所有することになった」など、空き家は身近な問題となっています。
「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者又は管理者は、空き家の適切な管理を行うよう定められています。

○放置していた空き家の一部が落下や崩れるなどして他人にケガをさせた場合、損害賠償を求められる可能性があります。

<損害額の想定例>

例：空き家倒壊による隣地家屋の全壊・死亡事故
(夫婦・8歳女兒)の場合

損害区分		損害額
物件損害 など	住宅	900 万円
	家財	280 万円
	倒壊家屋の 解体・処分	320 万円
	小計(1)	1,500 万円
人身損害	死亡逸失利益	11,740 万円
	慰謝料	7,100 万円
	葬儀費用	520 万円
	小計(2)	19, 360 万円
合計		20, 860 万円

出典：公益財団法人 日本住宅総合センター

適切な管理をしないと、
こんなことも・・・

○放置すれば特定空家※になる恐れのある
「管理不全空家」に認定されると、市から
指導・勧告を受ける可能性があります！
※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

○勧告を受けた「管理不全空家」は、**固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)が解除**されます！

<相談先一覧>

相談内容	窓口	電話番号
空き家に関する総合相談	豊田市役所定住促進課	0565-34-6764
豊田市の空き家に関する協定団体 (令和5年8月1日時点)	NPO 法人あいち空き家・修活相談 センター	050-3551-8611
	(公社) 愛知県宅地建物取引業協会	052-522-2567

<メモ>

豊田市空き家情報バンクについて

○豊田市空き家情報バンクでは、豊田市の山村地域等（※）の空き家の所有者と利用希望者が
出会う場を提供します。

○登録までの流れ

STEP 1 支所に連絡（まずは物件のある地区の支所にお問い合わせください！）

STEP 2 空き家の確認（支所職員が空き家の状態を確認します。）

STEP 3 登録申し込み（申込についてサポートしますので御相談ください！）

※対象地域

全域	旭地区・足助地区・稲武地区・小原地区・下山地区
一部地域	石野地区・猿投台地区・高橋地区・藤岡地区・松平地区

○各種補助金もございます。（詳細は地域支援課または支所にお問い合わせ下さい。）

豊田市空き家情報バンク 登録促進事業補助金

空き家情報バンクに登録される空き家の
所有者に対して、空き家にある家財道具
の運搬・処分に要する費用の一部を補助
します。

補助金額

空き家の片付けに要する
費用の 10 分の 8
（上限 20 万円）

豊田市山村地域等空き家 再生事業補助金

空き家情報バンクにより、賃貸借又は売買契
約が成立した空き家に対して、改修に必要な
経費の一部を補助します。

補助金額

改修費の 10 分の 8
（上限 100 万円）
※所有者は賃貸借契約の場合
のみ補助対象

【問合せ先】豊田市役所

地域支援課	0565-34-6629	猿投支所	0565-45-1211
旭支所	0565-68-2211	下山支所	0565-90-2111
足助支所	0565-62-0601	高橋支所	0565-80-0077
稲武支所	0565-82-2511	藤岡支所	0565-76-2101
小原支所	0565-65-2001	松平支所	0565-58-0001

<メモ>



記入日： 年 月 日

もしものの時の連絡先リスト

名前と関係	住所・電話番号	備 考
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	

記入日： 年 月 日

大切な人へのメッセージ

さんへ

さんへ

さんへ

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

Handwriting practice lines consisting of 24 horizontal dotted lines.

—あなたの身近な相談窓口—

65 歳以上の高齢者の方やそのご家族の相談は…

地域包括支援センター



(

)

—

障がい・介護サービスを利用されている方は…

事業所名	電話番号	担当者
	() —	
	() —	
	() —	
	() —	

福祉のことで困ったときは…

豊田市役所 福祉総合相談課

(0565)34-6791

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

豊田市成年後見支援センター

〒471-0877 豊田市錦町 1 丁目 1-1

☎ : (0565) 63-5566 Fax : (0565) 33-2346

E-mail : s-shien@toyota-shakyo.jp

※火曜日から土曜日

午前 8 時 30 分～

午後 5 時 15 分

(日・月・祝日および

年末年始は休みになります)

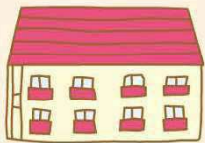
書き方等で分からない時は、上記までご連絡下さい。

豊田市成年後見支援センターホームページはこちらから ➡



すべての人に、**ほっ**とする家を。そして、社会とのつながりを。

見守り 大家さん



<http://mimamori-oya.jp/>

ちょっとだけ
おせっかいさせてーね



見守り大家のさわださん



つ な ぐ おお や さん
0120-279-083

受付: 平日午前10時～午後4時まで

ケース
1

アパートが
借りられない…

家が無い…

家を
失いそう…

そんなあなたの
相談に乗ります

ケース
2

家賃が滞って、
生活が苦しそう…

ポストの郵便物が
溜まっている…

子どもがよく
泣いている…

入居者の事が心配な、
大家さんの
相談にものります

愛知共同住宅協会の「見守り大家さん」事業

かつては、「大家といえば、親も同然」と言われていました。

そのような大家さんは、もういないのでしょうか。

いいえ、そんなことはありません。入居者の暮らしに目配りして、困ったときは

手を差し伸べる、そんな大家さんは今でもたくさんいます。愛知共同住宅協会は、そのような「見守り大家さん」を応援しています。そして、見守り大家さんとともに、住まいについて困っている方のお役に立ちたいと願っています。さらに、他の支援団体や地域の方々と連携して、見守り活動の輪を広げていきます。

困ったときは
お互いさま



啓発・育成活動



日々の見守り活動に役立つ研修会を行います。是非、ご来場ください。

◇ご賛同をお寄せください◇

できることから、無理せず、ひとりで抱え込まず、
..を心がけています。

「見守り大家さんステッカー」 配布中

ご希望の方はお申しつけ下さい(無くなり次第終了です)

「ほのぼの見守りエピソード」 ホームページに掲載

お節介をやいてよかった…。

こんな失敗もあったけど、今では思い出笑い…。

…ほのぼのとした大家さんの成功・失敗談をお寄せ下さい。

ホームページ: <http://mimamori-oya.jp/>

★入居者の学生さんには、なるべく声をかけています。(Sさん)

★お節句に、地元の伝承菓子を作ってあげました。(Nさん)

★家賃を滞納したので、理由を聞いたら、失業してしまったとのこと。一緒に生活保護の申請に行きました。(Tさん)

大家さんを

相談ヘルプライン

住まいに困っている方も

住まいについての相談をお受けします。



つ な ぐ おお や さ ん
0120-279-083

受付: 平日午前10時～午後4時まで

ホームページ: <http://mimamori-oya.jp/>



会員募集中

公益社団法人愛知共同住宅協会とは…

民間賃貸住宅(貸家、アパート、マンション等)の品質向上を通じて、県民のみなさんに安全、安心、快適な住まいを提供することをめざし、昭和52年に設立された公益法人です。名古屋・豊田地域の大家さんを中心として、約660名の会員がいます(平成25年5月現在)。

本 部 〒460-0016 愛知県名古屋市中区橘一丁目26番18号(D-フラット東別院306号室)
TEL: 052-324-8488 FAX: 052-324-8388 受付時間: 平日 午後1時～午後5時

豊田支部 〒471-0025 愛知県豊田市西町一丁目4番地 豊田市アパート協同組合内
TEL: 0565-32-5006 FAX: 0565-32-5008
受付時間: 平日/午前9時～午後5時(正午～午後1時除く) 土曜・祝日/午前9時～午後3時(正午～午後1時除く)

愛知共同住宅協会は、愛知県の補助を受けて「見守り大家さん」を推進しています。



令和5年12月5日

遺留金等に関する実態調査

＜勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要＞

＜経緯＞

総務省では、超高齢社会の到来に加え、家族のつながりが希薄化する中、引取者のない死亡人の増加が見込まれることを背景として、その葬祭等を行う市区町村等の負担軽減に向けた課題を整理するため、遺留金等の処理や保管の実態を調査し、令和5年3月に厚生労働省及び法務省に対して勧告しました。

＜改善措置状況＞

今回、厚生労働省及び法務省における改善措置状況のフォローアップを実施しました。その結果、

○ 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出し【厚生労働省】

令和5年7月に手引を改訂し、市区町村が相続人に優先して、遺留金を葬祭費用に充当すること（そのための預貯金の引き出しを含む。）ができる法的根拠等を明示。くわえて、当該手引を厚生労働省から市区町村等に対し周知（あわせて、金融庁及び農林水産省から、金融機関の全国団体に対し、各金融機関への周知を要請）

○ 残余遺留金の弁済供託【法務省】

全国の供託所において、市区町村等が対応に苦慮している事例や手続が円滑に進んでいない事例をシステムに入力し、法務省及び全国の供託所で情報を共有する仕組みを整備。これにより、全国の供託所において、市区町村等に適切な教示を行うことができるよう措置など、勧告した事項について必要な取組が進められています。

・ 概 要

- 遺留金等に関する実態調査
（令和5年3月28日、厚生労働省及び法務省に勧告）

（連絡先）

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

担 当：藤村、早乙女、山澤

電 話：03-5253-5450（直通）

お問合せフォーム：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

「遺留金等に関する実態調査」の結果に基づく勧告

に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要



令和5年12月5日

【勧告先】厚生労働省、法務省 【勧告日】令和5年3月28日 【回答日】令和5年11月2日 厚生労働省、令和5年9月25日 法務省
(改善状況は回答日現在)

調査のポイント

◇ 家族のつながりの希薄化等を背景に、引取者のない死亡人の増加が見込まれ、こうした死亡人の葬祭等を行うこととされている市区町村等の負担軽減に向けた課題等を整理するため、遺留金等の処理や保管の実態を調査

◇ 調査の結果、

- ① 市区町村等が、引取者のない死亡人の葬祭費用に充当するために預貯金を引き出そうとしたが、相続人に優先する法的根拠が不明などとして、金融機関から預貯金を引き出せなかった
- ② 市区町村等が、葬祭費用充当後の残余遺留金の処理のために弁済供託を行う際、供託所から相続人の意思確認が不十分と教示され、対応に苦慮している

などの事例がみられた。

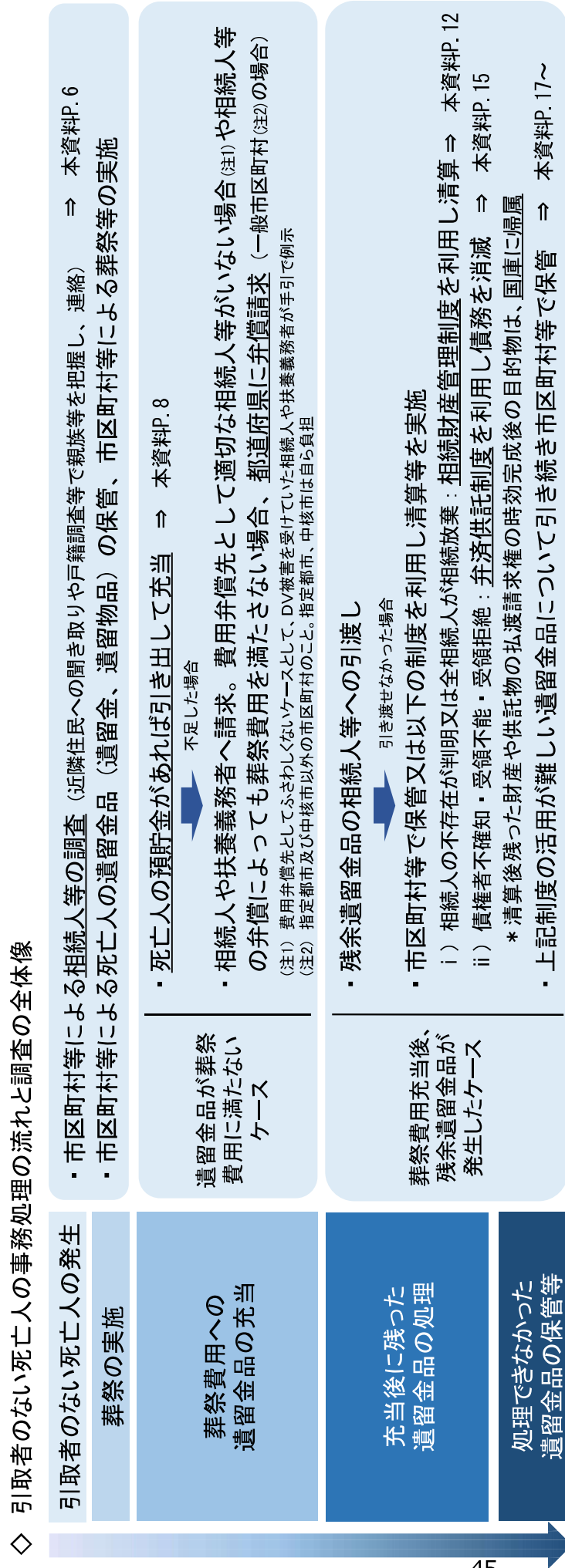
主な改善措置

調査結果を踏まえ、遺留金の円滑な処理等のための
必要な改善を図ることについて勧告

- ① 法的根拠を手引で明示し、市区町村等に対し周知（厚生労働省）
(あわせて、金融庁及び農林水産省から金融機関の全国団体に各金融機関への周知を要請)
- ② 市区町村等が対応に苦慮している事例等を法務省と全国の供託所で共有する仕組みを整備（法務省）

厚生労働省及び法務省における改善措置後の取組状況について、総務省において2回目のフォローアップで把握予定

1 調査の概要



◇ 本書で対象とした「引取者のない死亡人」の主な関係法律

身元不明		身元判明	
<p>葬祭を行う者がいない (遺体の引取者がいない)</p>	<p>葬祭を行う者がいない (右記以外)</p>	<p>・葬祭を行う扶養義務者はいないが、大家、友人等の葬祭を行う者がいる ・生活保護受給者であった又は遺留金品では葬祭費用に満たない</p>	
<p>行旅死亡人 行旅法(こうりよほう):行旅病人及行旅死亡人 取扱法(明治32年法律第93号)</p>	<p>行旅死亡人 墓埋法(ぼまいほう):墓地、埋葬等に関する法律 (昭和23年法律第48号)</p>	<p>生活保護法適用死亡人 生活保護法(昭和25年法律第144号)</p>	
<p>・死亡地の市区町村(長)が遺体の埋火葬(埋葬(土葬のこと)又は火葬)を行う [行旅法第7条第1項、墓埋法第9条第1項]</p>	<p>・大家、友人等が埋火葬を行う [生活保護法第18条第2項]</p>		
<p>・葬祭費用は、市区町村が一時繰替支弁し、死亡人の遺留金、相続人等による弁償、遺留物品の売却の順で負担し、なお不足の場合は都道府県が弁償等 [行旅法第11条、第13条第1項及び第15条第1項、墓埋法第9条第2項(葬祭費用は行旅法の規定を準用)]</p>		<p>・葬祭費用は、葬祭を行う者が負担し、保護の実施機関が葬祭扶助を支給(死亡人の遺留金品で足りない分につき支給。3/4が国庫負担) [生活保護法第18条第2項、第75条第1項第1号、第76条第1項]</p>	

2 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出し

【制度等の概要】

- ◇ 市区町村等は引取者のない死亡人の葬祭費用について当該死亡人の遺留金品を充当
- ◇ 引取者のない死亡人の預貯金の取扱いについて法令で明示されないが、手引では、遺留金には、死亡人の預貯金を現金化したものも含まれると記載され、葬祭費用に預貯金を充当できることを明示
- ◇ 手引では、引き出しの必要書類を例示し、「やりとりの多い金融機関との間では、予めどのような書類の提出が必要であるかについて取り決めをしておくことも方法の一つ」と記載
- ◇ 関係省庁（金融庁、農林水産省及び厚生労働省）は、令和3年3月に金融機関の全国団体に事務連絡を発出し金融機関へ手引を周知

調査結果

手引の発出後も、預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠が不明などとして引き出せなかった事例あり

勧告

厚生労働省は、関係省庁と連携し、葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠を手引等で明示し、引き出しに当たって、相続人の意思確認は必要ないことを市区町村等及び金融機関に改めて周知すること。

厚生労働省における改善措置状況

- 令和5年7月に手引を改訂し、以下を明示
 - 市区町村が、相続人に優先して、遺留金を葬祭費用に充当すること（そのための預貯金の引き出しを含む。）ができる法的根拠
 - 同根拠規定では、預貯金の引き出しに当たって相続人への意思確認を求めているものではないため、引き出しに当たって相続人への意思確認は不要
- 当該手引を市区町村等に対し周知（金融庁及び農林水産省から、金融機関の全国団体に対し、各金融機関への周知を要請する事務連絡を改めて発出）

厚生労働省では、周知実施後の金融機関における預貯金の引き出しの対応状況について、周知後一定期間を確保した後に調査を行うこととしており、総務省において2回目のフォローアップでその取組状況について把握予定

3 残余遺留金の弁済供託

【制度等の概要】

- ◇ 弁済供託制度は、債権者が弁済の受領を拒んだ場合等に、弁済者が弁済の目的物を供託所へ寄託し、債務を免れる制度（民法第494条）
- ◇ 令和2年12月、生活保護法適用死亡人の残余遺留金について相続財産管理制度により難しい場合に弁済供託制度を活用できる改正生活保護法施行規則が施行。行旅死亡人、墓埋法適用死亡人の残余遺留金についても弁済供託制度が活用できる。
- ◇ 残余遺留金の供託事務を取り扱うのは、法務局、地方法務局又はこれらの支局

調査結果

残余遺留金の処理について、弁済供託の活用に向きない市区町村がみられた一方、供託所から相続人の意思確認が不十分と教示され、対応に苦慮している事例あり

勧告

法務省は、市区町村等から供託所への問合せ等を基に制度活用に当たって市区町村等が対応に苦慮している事例や手続が円滑に進んでいない事例を把握し、全国の供託所において適切な教示を行うことができるよう、運用を改善すること。

法務省は、供託手続に関する相談を、最寄りの供託所などでも受け付けていることを手引により明示すること。

法務省における改善措置状況

- 全国の供託所において、市区町村等が対応に苦慮している事例や手続が円滑に進んでいない事例をシステムに入力し、法務省及び全国の供託所で情報を共有する仕組みを整備

これにより、全国の供託所において、市区町村等に適切な教示を行うことができるよう措置

- 令和5年7月に手引の改訂等を行い、供託手続に関する相談を、債務履行地の供託所のほか、市区町村等の最寄りの供託所などでも受け付けていることを明示するとともに、当該手引を全国の供託所に周知

現在、法務省では、市区町村等が対応に苦慮している事例等の把握に取り組んでいる。今後、類似の事例が多数あった場合には、手引への反映等も検討することとしており、総務省において2回目のフォローアップでその取組状況について把握予定

遺留金等に関する実態調査の

結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

1 実施時期

令和3年12月～5年3月

2 対象機関

調査対象機関：厚生労働省、法務省、金融庁、農林水産省

関連調査等対象機関：都道府県(15)、市区町村(71)、金融機関(10)

このほか、管区行政評価局等による調査に先駆け、令和3年11月から当該調査における関連調査等対象機関の選定資料や基礎資料として活用することを目的として、全ての市区町村及び保護の実施機関※（以下「市区町村等」という。）に対し、各市区町村等の基礎的な情報の収集を行う基礎調査を実施

※ 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長を保護の実施機関という。生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項において、保護の実施機関は、同法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

【勧告日及び勧告先】

令和5年3月28日 厚生労働省、法務省

【回答年月日】

令和5年11月2日 厚生労働省、令和5年9月25日 法務省 ※ 改善状況はそれぞれ回答日現在

【調査の背景事情】

- 令和4年版高齢社会白書によると、我が国の65歳以上人口は、平成6年には総人口の14%を超え、令和3年10月1日現在、28.9%に達し、いわゆる超高齢社会が到来しており、65歳以上の一人暮らしの者は男女ともに増加傾向にある。また、地域コミュニティの希薄化も進んでいる。
- 死亡人の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「行旅法」という。）又は墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓理法」という。）に基づき、死亡地の市区町村（長）が埋火葬を行い、その費用については、まずは死亡人の遺留金等を充て、次に相続人等の弁償を求めるが、それでも不足するときは、指定都市及び中核市の場合は当該市が、それ以外の場合は当該市区町村が属する都道府県が負担することとされている。
- 葬祭を行う扶養義務者等が困窮している場合や第三者が被保護者等の葬祭を行う場合には、生活保護法に基づき、保護の実施機関が葬祭扶助を行うことになっている。
- 家族や地域のかながりの希薄化を背景に、このような事例は増加していくことが見込まれる。
- 葬祭費用に充てても遺留金等が残った場合には、その遺留金等を相続人に引き渡すことになるが、引き取られない等の場合は市区町村等が保管している。
- 厚生労働省及び法務省は、令和3年3月、市区町村等における遺留金等の取扱事務の円滑化に資する観点から、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）を策定し、都道府県及び市区町村に周知している。
- この調査は、手引発出前後の市区町村等における遺留金等の実態や支障例・工夫例等を把握し、市区町村等の負担軽減に向けた課題等を整理したものである。

報告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>1 相続人等調査の実施状況（報告要旨）</p> <p>厚生労働省及び法務省は、市区町村等による相続人等調査（注1）の負担を軽減する観点から、以下の事項を手引等により市区町村等に対し明確に示す必要がある。</p> <p>① 死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合における市区町村長による死亡事項の職権記載が可能であること。</p> <p>② 引取者のない死亡人（注2）が発生した際に市区町村等が相続人等調査を実施する場合の戸籍の公用請求の法的根拠</p> <p>（注1）「相続人等調査」とは、市区町村等が実施する相続人や扶養義務者といった遺族に関する調査を示す。</p> <p>（注2）「引取者のない死亡人」とは、行旅法、墓理法及び生活保護法の3法律に基づいて、市区町村等が対応している死亡人を示す。</p> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 市区町村等が実施する相続人等調査の範囲や方法を定めた法令はない。手引においては、「亡くなった方の遺留金及び相続人等に係る必要な調査範囲については、戸籍調査によって全ての相続人等を把握するまでに相当の期間を要する場合があること、仮に相続人等が判明しても、連絡が取れない場合や受取を拒否される場合もあることなどに留意して、各自治体において判断いただくこととなります。」とされている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 相続人等調査は、以下の目的のために、市区町村等において戸籍の確認や関係者からの聴取等を実施している実態がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡届の届出を行う親族や家主等（届出義務者）がいるかどうか、葬 	<p>【厚生労働省】</p> <p>令和5年7月に改訂した手引（以下「改訂手引」という。）に、引取者のない死亡人が発生した際に市区町村等が相続人等調査を実施する場合の戸籍の公用請求の法的根拠となる法令の条項として、生活保護法第18条第2項、行旅法第7条第1項、第11条及び第14条並びに墓理法第9条が考えられること等を明記した。改訂手引は厚生労働省から「身寄りのない方が亡くなれた場合の遺留金等の取扱いの手引」の改訂について（令和5年7月3日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課事務連絡）にて、各都道府県・指定都市・中核市の衛生主管部局及び民生主管部局に周知を行った（なお、管内市区町村への周知も併せて依頼）ほか、厚生労働省ホームページに掲載した。</p> <p>【法務省】</p> <p>改訂手引に、市区町村長において死亡事項の職権記載が可能であることや戸籍謄本等の公用請求の法的根拠を明示し、各地方公共団体に対してその旨の周知を行った。</p> <p>その周知の方法については、厚生労働省において、各都道府県・指定都市・中核市の衛生主管部局及び民生主管部局に対し、「身寄りのない方が亡くなれた場合の遺留金等の取扱いの手引」の改訂について」の発出（なお、管内市区町村への周知も併せて依頼）をしたものと承知している。</p>

	<p>祭を行う人がいるかどうかの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葬祭後の相続人等への葬祭費用の請求や遺骨等の引渡し、残余遺留金品の相続人等への引渡し <p>○ 相続人等調査の範囲は、以下のように死亡人の状況等を踏まえ、各市区町村で判断している状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅死亡人については、市区町村が警察又は病院から遺体を引き取ることが多く、警察等の調査で身元不明とされた場合に、市区町村において相続人等調査を行っている事例はみられなかった。 ・ 墓埋法により埋火葬される死亡人（以下「墓埋法適用死亡人」という。）については、法定相続人（注）を範囲とする市区町村が多い一方、扶養義務者に当たたる三親等内の親族など法定相続人以外の親族を調査している事例もみられた。 <p>（注） 相続人の範囲は、民法第 887 条、第 889 条及び第 890 条において、配偶者が常に相続人となるほか、第一順位として死亡人の子（直系卑属の代襲あり）、第二順位として直系尊属及び第三順位として兄弟姉妹（おい・めいの代襲あり）とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法の被保護者が死亡人の場合は、生前における扶養義務者の調査から把握している状況がみられ、他方、被保護者以外の死亡人は、墓埋法と同様の方法で調査している状況がみられた。 <p>○ 墓埋法適用死亡人や生活保護法適用死亡人に係る相続人等調査のため、他の市区町村に戸籍謄本等の交付請求を行う必要がある場合があるが、以下のよう to 苦慮している事例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親族等から死亡届が出ておらず請求できない事例 ・ 墓埋法等が請求の根拠となるか分からない事例 <p>○ 相続人等調査の範囲は、手引では、各自治体の判断との記載があり、実態もそのようになっている一方、手続面で苦慮している上記事例について、当省が法務省及び厚生労働省の見解を確認したところ、以下のとおり対応可能であることが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待す
--	---

<p>ることができない場合には、市区町村においては、市区町村による死亡事項の職権記載が可能（法務省見解）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 第 2 項の「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合」に該当し、公用請求することが可能（厚生労働省及び法務省見解） <p>○ これらは手引に明記されておらず、周知が十分にされていない状況であった。</p>	<div> <div> <p>2 葬祭費用への費用充当</p> <p>(1) 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しの実施状況（勧告要旨）</p> <div> <p>厚生労働省は、関係省庁と連携し、市区町村等による葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しを一層推進する観点から、以下の対応をする必要がある。</p> <p>① 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠を手引等で明示し、引き出しに当たって、相続人の意思確認は必要ないことを市区町村等及び金融機関に改めて周知すること。</p> <p>② 上記周知実施後の金融機関における預貯金の引き出しへの対応状況を調査し、市区町村等に情報提供すること。調査の結果、未対応の金融機関があるなど各種課題がみられた場合は、引出手続や必要書類に関する取決めを含め、対応の支障となっている点を把握し、市区町村等と金融機関の手続が円滑に行われるよう改善を検討すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 市区町村等は引取者のない死亡人の葬祭費用について当該死亡人の遺留品を充当することとされている（注）。</p> <p>(注) 葬祭費用に遺留金を充当してもなお、残った遺留金（以下「残余遺留金」という。）及び残った遺留物品（以下「残余遺留物品」という。）がある場合、これらは相続人に帰属する。</p> </div> </div>
	<p>【厚生労働省】</p> <p>改訂手引に、以下の事項を記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法上の葬祭扶助が適用される場合、市区町村は、遺留金を葬祭費用に充当することができるとする規定（生活保護法第 76 条第 1 項）により、相続人に優先して遺留金を葬祭費用に充当することができること。 ・ 亡くなった方の預貯金を現金化したものも「遺留金」に含まれるため、市区町村は、葬祭費用への充当を目的とした預貯金の引き出しも、生活保護法第 76 条第 1 項に基づき、当然に相続人に優先して行うことができること。 ・ 遺留金を葬祭費用に充当することができるとする生活保護法の規定においては、亡くなった方の預貯金の引き出しの手続に関しては何ら特別な定めがなく、引き出しに当たって相続人への意思確認を求めているものではないため、引き出しに当たって相続人への意思確認は不要であること。 ・ 行旅法又は墓埋法が適用される場合も、市区町村は、行旅法第 11 条（墓埋法第 9 条第 2 項において行旅法を準用する場合を含む。）を根拠として相続人に優先して遺留金を火葬等の費用に充当することができること。 ・ 行旅法及び墓埋法において、亡くなった方の預貯金の引き出しの手続

<p>○ 引取者のない死亡人の預貯金の取扱いについて法令で明示されていないが、手引では、遺留金には、死亡人の預貯金を現金化したものも含めると記載され、葬祭費用に預貯金を充当できることを明示している。</p> <p>○ 手引では、引き出しの必要書類を例示し、「やりとりの多い金融機関との間では、予めどのような書類の提出が必要であるかについて取り決めをしておくことも方法の一つ」と記載している。</p> <p>○ 関係省庁（金融庁、農林水産省及び厚生労働省）は、令和3年3月に金融機関の全国団体に事務連絡を発出し、金融機関へ手引を周知するよう要請を行った。</p>	<p>に関しては何ら特別な定めがなく、引き出しに当たって相続人への意思確認を求めているものではないため、引き出しに当たって相続人への意思確認は不要であること。</p> <p>さらに、改訂手引について、令和5年7月4日、金融庁及び農林水産省から金融機関の全国団体（全国銀行協会等）に事務連絡を改めて発出し、金融機関へ周知するよう要請を行ったことを両省庁から確認している。</p> <p>なお、周知実施後の金融機関における預貯金の引き出しの対応状況については、周知後一定期間を確保した後に調査を行うこととしているため、当該調査時期については、今後関係機関と調整を行ってまいりたい。</p>
<p>《調査結果》</p> <p>○ 手引通知後の令和3年4月以降に引出依頼を行ったが引き出せなかった事例がみられた（墓理法適用死亡人：11市区町村 37事例、生活保護法適用死亡人：14市区町村 15事例）。</p> <p>○ 引出依頼を行ったが引き出せなかった主な理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人又は相続財産管理人以外の者は引き出せないと説明されたため ・ 手引に記載されていない書類（相続放棄の証明書類、相続人の同意文書、戸籍謄本等）を求められ、対応困難と判断したため <p>○ 引き出しを断った金融機関のうち10機関を抽出し調査した結果、6機関は当省が調査を行った時点では引き出しに応じており、窓口の教示誤りと考えられるなどとしていた一方、応じていない4機関の理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き出しの法的根拠に対し懸念があるため ・ 本店において内規の見直しを検討中であるため <p>○ 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠について、当省が厚生労働省の見解を確認したところ、以下のとおり整理されていることが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民法（明治29年法律第89号）では、死亡した時点で相続が開始し、相続財産に係る権利は全て相続人に承継することとされているが、個別 	

<p>法である行旅法、生活保護法の規定により、葬祭費用に優先的に充てることができる。</p> <p>○ この整理は市区町村及び金融機関に示された手引に明記されておらず、周知が十分にされていない状況であった。</p> <p>○ 手引を踏まえて各金融機関と手続や必要書類について協議している市区町村もあるが、個別に取決めを行うことは、双方の負担が大きいのと考えられる。</p>	
<p>(2) 都道府県から一般市区町村（指定都市及び中核市以外の市区町村）への葬祭費用の不足分に係る弁償の実施状況（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、墓理法適用死亡人の葬祭費用について、一般市区町村が費用を負担している状況を改善する観点及び一般市区町村の事務負担を軽減する観点から、以下の事項を手引等により都道府県及び一般市区町村に対し明確に示す必要がある。</p> <p>① 墓理法適用死亡人の葬祭費用について、行旅法の規定が準用され、都道府県による弁償の対象であること。</p> <p>② 一般市区町村からの弁償請求について、相続人等が存在する場合でも、相続人等と連絡がつかない又は相続人等が死亡人と疎遠であることを理由に弁償できないとしているなど、相続人等からの費用の回収が見込めない場合には、都道府県による弁償の対象となる余地があること。</p> </div>	<p>【厚生労働省】</p> <p>改訂手引に、以下の事項を記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺留金等を葬祭費用に充当してもなお十分に費用の弁償を得ることができない場合は、当該市区町村が繰替支弁をした上で、指定都市又は中核市である場合を除き、都道府県に不足分の負担を求めることになるという取扱いの根拠について、行旅法第15条のほか、墓理法第9条第2項において行旅法を準用する場合も含まれること。 費用弁償請求先としてふさわしくない又は費用弁償が期待できない相続人又は扶養義務者の例と、当該相続人又は扶養義務者を費用弁償請求先から除外した上で、指定都市又は中核市である場合を除き、市区町村から都道府県に当該費用の負担を求めることも可能であること。

(説明)

《制度の概要》

- 引取者のない死亡人の葬祭費用は、埋火葬を行う市区町村が一時繰替支弁することとされている。
- 葬祭費用に遺留金を充当しても不足する場合は、相続人や扶養義務者に弁償を請求することとされている。手引では、行旅法第11条に規定している旨の記載のほか、死亡人からDV被害を受けていた相続人や扶養義務者

<p>など、費用弁償先としてふさわしくないケースについては、当該相続人又は扶養義務者を費用弁償先から除外する取扱いを行うことも可能と記載されている。</p> <p>○ 相続人等による弁償によっても葬祭費用を満たさない等の場合には、勅令（注）で定める地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市）が費用を弁償することとされている。</p> <p>（注） 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した 42 一般市区町村のうち 11 一般市区町村では、墓埋法適用死亡人に係る葬祭費用を一時繰替支弁したもののうち、遺留金品を充当しても葬祭費用を満たさないものについて、都道府県に弁償請求を行っていない事例がみられた。</p> <p>○ 一般市区町村が、都道府県に弁償請求を行っていない主な理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墓埋法に都道府県による弁償の規定はなく、墓埋法第 9 条第 2 項による行旅法の準用もないと理解しており、都道府県への弁償請求の対象とはならないと認識している。 ・ 都道府県に照会した結果、相続人等が存在する場合には弁償の対象外である等の説明を受け、請求を断念した。 <p>○ 15 都道府県を調査したところ、以下のように各都道府県で弁償の要件に差異がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人等が存在する場合は弁償の対象外としている都道府県や、手引に記載されているケース以外の相続人等がいる場合には弁償対象外とし、手引の記載を厳格に運用している都道府県がみられた。 ・ 相続人等の存在が確認できている場合でも、何度連絡しても連絡がつかない場合や相続人等が死亡人と疎遠であることを理由に支払を拒否された場合は、相続人等への弁償請求を試みた上でその状況を証する書類の提出により、弁償に応じている都道府県がみられた。 	
--	--

<p>○ 墓埋法適用死亡人の都道府県の費用弁償に係る行旅法の規定の準用や費用弁償先としてふさわしくないケースについて、当省が厚生労働省の見解を確認したところ以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墓埋法第9条第2項は、行旅法第11条から第15条まで及びこれに基づき勅令を準用するため、墓埋法適用死亡人の葬祭費用についても、都道府県による弁償の対象である。 ・ 費用弁償先としてふさわしくないケースとして手引に記載している「死亡人からDV被害を受けていた相続人や扶養義務者」は例示にすぎず、それ以外の場合でも、地方公共団体の判断で費用弁償先から除外する余地はある。 <p>○ これらの見解は、手引には明記されておらず、周知が十分にされていない状況であった。</p>	<p>3 残余遺留金品の処理 (1) 相続財産管理制度 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、相続財産管理制度を活用した残余遺留金の解消を推進する観点から、以下の事項を手引等により市区町村等に対し明確に示す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身元不明の行旅死亡人についても相続財産管理制度が活用できること。 ② 国が相続人保護の観点から弁済供託制度よりも相続財産管理制度を活用することが望ましいとしていることを踏まえ、行旅死亡人の遺留金のように相続人保護の要請が高い場合などでは検察官が申立てを行うことができること。 ③ 市区町村等が保管している引取者のない死亡人の遺留金品以外の財産の調査を行う義務はないこと。 </div> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>【法務省】 改訂手引に、以下の事項を記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身元不明の行旅死亡人についても相続財産清算人の選任請求が可能であること。 ・ 行旅死亡人などのように相続人保護の要請が高い場合などにおいては、検察官が相続財産清算人の選任請求を行うこともできること。 ・ 市区町村等が相続財産清算人の選任申立てをするに当たり、保管している引取者のない死亡人の遺留金品以外の財産の調査を行う義務はないこと。
--	---

<p>○ 引取者のない死亡人の葬祭費用に、死亡人の遺留金を充当してもなお、残余遺留金があり、相続人等への引渡しができなかった場合には、民法上、相続財産管理制度（注）や弁済供託制度を利用することとなる。</p> <p>（注） 相続財産管理制度に関する民法改正の概要（施行日：令和5年4月1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人不存在の相続財産の清算手続について、家庭裁判所が行う選任の公告と相続人搜索の公告を統合して一つの公告で同時に行うこととし、これと並行して、相続債権者等に対する請求の申出をすべき旨の公告を行うことを可能にし、権利の確定に最低限必要な期間が合計10か月間から6か月間に短縮された。 ・ 相続人のあることが明らかでない場合における「相続財産の管理人」の名称が「相続財産の清算人」に改められた。 <p>○ 相続財産管理制度は、相続人のあることが明らかでないときに、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所が相続財産管理人を選任し、相続財産管理人が、相続債権者等に対する請求申出の公告や相続人搜索の公告等を経て、被相続人の債務などの清算を行う制度である（清算後残った財産は国庫に帰属）。手引では、本制度に係るよくある質問とその回答等が記載されている。</p> <p>○ 生活保護法適用死亡人については、相続財産管理制度により難い場合は弁済供託制度を利用することができるとされている（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条第2項）。また、行旅法・墓理法適用死亡人については、手引において、相続財産管理制度により難い場合に弁済供託制度を利用することが望ましいと記載されている。</p>	<p>《調査結果》</p> <p>○ 相続財産管理制度を利用した事例（検察官申立て事例も含む。）は、行旅法3市区町村3件、墓理法17市区町村33件、生活保護法11市区町村17件みられた。一方、市区町村において制度を活用していない主な理由（遺留金が少額であることを除く。）は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身元不明である行旅死亡人は対象外であると理解しているため
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡人の財産の全体像を把握する調査をしていない又は調査することに疑問があるため <p>○ 制度の活用で市区町村が苦慮した主な点は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続財産管理人の選任申立てを要する場合が生じたことを検察官に相談したが、市区町村が利害関係人に該当するなどとして市区町村が申立てをすべきと説明されたもの ・ 家庭裁判所から、市区町村が利害関係人であることの根拠を求められたもの ・ 不動産や株式等の財産の調査が負担となっているもの <p>○ 相続財産管理制度を活用するに当たり市区町村が苦慮等している事例について、当省が法務省の見解を確認したところ以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅死亡人も、「相続人のあることが明らかではないとき」に当たする場合、制度の利用は可能である。 ・ 残余遺留金を市区町村等が保管している場合には、相続財産法人に対して当該遺留金を返還する義務を負い、相続債務者として、利害関係人に該当すると考えられる。 ・ 遺留金品以外の財産の存在を知り得ないようなケースでは、市区町村等による財産調査が事実上不可能な場合もあり得る。 ・ 選任請求権者は利害関係人及び検察官とされており、両者に法律上の優劣関係はないが、市区町村等が利害関係人に当たるのであれば、検察官が申し立てる必要はない。一次的には、市区町村等において申立てを行うことが相当である。 <p>○ 行旅死亡人については、相続人の有無について調査することができず、相続人保護の要請が高いことから、検察官が申立てを行うこともできなことを当省から法務省に確認した。</p> <p>○ これらの見解は、手引には明記されておらず、周知が十分にされていない状況であった。</p>
--	---

(2) 残余遺留金の弁済供託の状況

(勧告要旨)

法務省は、引取者のない死亡人の残余遺留金の弁済供託制度の活用を一層推進する観点から、市区町村等から供託所への問合せ等を基に制度活用に当たって市区町村等が対応に苦慮している事例や手続が円滑に進んでいない事例を把握し、全国の供託所において適切な教示を行うことができるよう、運用を改善する必要がある。

また、法務省は、供託手続に関する相談を、市区町村等の最寄りの供託所などでも受け付けていることを手引により明示する必要がある。

さらに、法務省は、事例を把握した結果、類似の内容が多数寄せられている場合などは、手引に反映し市区町村等に周知することを検討する必要がある。

(説明)

《制度の概要》

- 弁済供託制度は、債権者が弁済の受領を拒んだ場合等に、弁済者が弁済の目的物を供託所へ寄託し、債務を免れる制度である（民法第 494 条）。
- 供託事務は、法務局、地方法務局又はこれらの支局が供託所として取り扱っており、弁済供託は債務の履行地にある供託所にしなければならない（民法第 495 条第 1 項）。債務履行地の市区町村内に供託所がない場合には、債務履行地の都道府県内にある最寄りの供託所に供託することになる。また、市区町村等が過失なく債権者（相続人）を知ることができないとして弁済供託をする場合には、死亡人の住所地（死亡人の住所地が不明の場合には、市区町村等の所在地）の最寄りの供託所に供託できる。
- 令和 2 年 12 月、生活保護法適用死亡人の残余遺留金について相続財産管理制度により難しい場合に弁済供託制度を活用できる改正生活保護法施行規則の施行によって、行旅死亡人、墓埋法適用死亡人の残余遺留金についても弁済供託制度が活用できるようになった。手引では、制度の説明のほか、管轄となる供託所や必要書類、よくある質問とその回答、事例集等が記載されている。

【法務省】

法務局及び地方法務局供託課長に対して、「遺留金等に関する実態調査の結果（勧告）を踏まえた対応について」（令和 5 年 3 月 28 日付け法務省民事局商事課法務専門官事務連絡。以下「3 月事務連絡」という。）を發出し、全国の供託所が市区町村等から問合せを受けた事例のうち、市区町村等が対応に苦慮している事例や手続が円滑に進んでいない事例をシステムに入力し、本省及び全国の供託所で情報共有することとした。これにより、全国の供託所において、市区町村等に適切な教示を行うことができるようになっている。

また、改訂手引に、供託手続に関する相談を、市区町村等の最寄りの供託所などでも受け付けていることを明示した。くわえて、法務局及び地方法務局供託課長に対して、「「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」の改訂について」（令和 5 年 7 月 3 日付け法務省民事局商事課補佐官事務連絡。以下「7 月事務連絡」という。）を發出し、全国の供託所に対し、改訂手引を周知するとともに、市区町村等から残余遺留金の弁済供託手続に関する相談があった場合には、債務履行地の供託所以外の市区町村等の近くの供託所においても、その相談への対応を行うよう周知した。

現在、3 月事務連絡により、全国の供託所において市区町村等から問合せを受けた事例のうち、市区町村等が対応に苦慮している事例や手続が円滑に進んでいない事例について、その概要を、供託事務を取り扱う法務局、地方法務局又はこれらの支局から本省に報告させ、事例の把握に取り組んでいるところであり、今後、類似の事例が多数あった場合には、手引への反映等も検討することとしている。

<p>《調査結果》</p> <p>○ 残余遺留金が発生した市区町村のうち、弁済供託を検討したことがない市区町村は、行旅死亡人は77市区町村のうち62市区町村(80.5%)、墓理法適用死亡人は278市区町村のうち216市区町村(77.7%)、生活保護法適用死亡人は175市区町村のうち130市区町村(74.3%)である。理由は、①業務多忙、②残余遺留金の累積への問題意識が余りない、③制度の不承知等としている。</p> <p>○ 弁済供託を活用した市区町村からは、「手引の内容が分かりやすい。」「相続財産管理制度より手続が簡易であり、積極的に活用したい。」といった前向きな意見がみられた。他方で、供託所への入金期間が短く会計処理に苦慮したり、以下のとおり供託所から相続人の意思確認が不十分と教示され対応に苦慮したりした事例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人の受領拒絶の意思確認は2回必要と教示され、海外在住の相続人への電話に手数がかかった。 ・ 親族が全くおらず、受領を拒否された事例ではないと供託所から指摘され、供託できなかった。 <p>○ 今後、弁済供託制度の活用が増加が見込まれる中で、適切かつ円滑な運用が図られるよう、手続等について、市区町村等への周知だけでなく、供託所への情報提供も必要である。</p>	
<p>(3) 残余遺留物品の弁済供託の状況 (勧告要旨)</p> <div data-bbox="1114 1137 1197 1993" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、残余遺留物品の供託が事実上困難であることを、手引に明記することが必要である。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 残余遺留物品の供託事務を取り扱うのは、法務大臣が指定した倉庫営業者である(供託法(明治32年法律第15号)第5条第1項)。</p>	<p>【法務省】</p> <p>改訂手引に、残余遺留物品の供託が事実上困難であることを明記した。くわえて、法務局及び地方法務局供託課長に対して、7月事務連絡を发出し、改訂手引を全国の供託所に周知した。</p>

<p>○ 供託事務を取り扱う倉庫営業者は、供託物がその営業の部類に属する物で、かつ保管可能な数量に限り、供託物を保管する義務を負うとされている（同法第5条第2項）。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 法務大臣に供託所として指定された倉庫営業者数は、令和5年3月現在、全国で17業者である（昭和11年から現在までの86年以上の間、新たな指定はされていない。）。</p> <p>○ 手引では、物品の供託は可能であると市区町村等が読み取れるような記載となっており、市区町村も法務局等に問合せ等しているが、実際に物品の供託が実施できた事例はみられなかった。</p> <p>○ 制度はあるが、残余遺留物品を供託することは、事実上困難となっている。</p>	
<p>4 残余遺留金品の保管等</p> <p>(1) 残余遺留金の保管等の状況</p> <p>(勧告要旨)</p> <div data-bbox="879 1137 1077 1991" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、市区町村等における引取者のない死亡人の残余遺留金の適切な保管を図る観点から、残余遺留金は行旅法第12条、墓理法第9条第2項及び生活保護法第76条第1項を根拠法令として歳入歳出外現金として保管できることを、手引等に記載することにより、市区町村等に対し明確に示す必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 引取者のない死亡人の葬祭費用に、死亡人の遺留金を充当してもなお、残余遺留金があり、相続人等への引渡しができなかった場合には、民法上、相続財産管理制度や弁済供託制度を利用することとなる。</p> <p>○ 調査時点では、残余遺留金品が発生した事例に対して、必ずしも相続財産管理制度又は弁済供託制度が活用されていない状況であった。いずれか</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>改訂手引に、残余遺留金が、様々な事情により処分できない場合は、生活保護法第76条第1項又は行旅法第12条（墓理法第9条第2項において行旅法を準用する場合を含む。）を根拠に、地方自治法第235条の4第3項に規定される歳入歳出外現金として保管することが可能である旨明記した。</p>

の制度により処理できていない残余遺留金品は引き続き市区町村等が保管するほかない。	
<p>○ 地方公共団体は、法律又は政令の規定によるものでなければ、現金又は有価証券を保管することができないとされている（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 4 第 2 項）。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 残余遺留金について、地方自治法第 235 条の 4 第 3 項に規定される歳入歳出外現金として保管している市区町村がある一方、歳入歳出外現金として取り扱うことができる根拠法令がないことなどから、実務上、一時的に預かっている現金として、庁舎内の金庫等で保管している市区町村がみられた。</p> <p>○ 歳入歳出外現金として保管している市区町村の中にも、法律・政令以外の省令等を根拠規定として認識している市区町村や根拠法令はないと認識している市区町村がみられた。</p> <p>○ 残余遺留金の保管について、当省が厚生労働省の見解を確認したところ、以下のとおり、法律に基づき、歳入歳出外現金として保管可能であることが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 行旅死亡人：行旅法第 12 条を根拠法として保管可能・ 墓理法適用死亡人：墓理法第 9 条第 2 項を根拠法として保管可能（行旅法第 12 条の準用）・ 生活保護法適用死亡人：生活保護法第 76 条第 1 項を根拠法として保管可能 <p>○ これらの見解は、手引には明記されておらず、周知が十分にされていない状況であった。</p>	
<p>(2) 残余遺留物品の保管等の状況</p> <p>(勧告要旨)</p> <div>厚生労働省は、残余遺留物品の保管に係る市区町村等の負担の軽減に</div>	<p>【厚生労働省】</p> <p>改訂手引に残余遺留物品の保管期間や廃棄に係る基準を定めている事例</p>

<p>資する観点から、具体的に保管期間や廃棄について基準を定めている事例を集約・整理し、市区町村等に周知する必要がある。</p>	<p>を集約・整理している。</p>
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行旅死亡人の遺留金品は市区町村が保管することとされ、市区町村は行旅死亡人取扱費用の弁償を得たときは、相続人に保管する遺留金品を引き渡すこととされている（行旅法第 12 条及び第 14 条）。このため、相続人に引き渡すまで、残余遺留物品は市区町村が保管することとなる。 ○ 遺留物品に、滅失・毀損するおそれがあるとき又は保管に不当の費用・手数を要するときは、売却・棄却が可能とされている（行旅法第 12 条ただし書き、墓理法第 9 条第 2 項による準用及び生活保護法施行規則第 22 条第 3 項）。 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺留物品を廃棄することが適当か判断に苦慮している市区町村や遺留物品の保管場所の確保に苦慮している市区町村がみられた。 ○ 一方、遺留物品の保管期間や廃棄について、独自の規程を作成している市区町村がみられた。 ○ 独自の規程を作成していない市区町村からは、規程作成に当たり参考となるものがなく、どのように保管期間や廃棄に係る基準を定めればよいか判断に苦慮しているとの意見がみられた。 	

身寄りを頼ることができない方への支援

結(ゆい)サポート

～くらし安心事業～



日常生活支援
(見守り・意思決定支援)

令和7年10月～

入退院・入退所時
支援

死後事務支援

令和8年1月～

結(ゆい)サポートとは

身近に頼れる親族などがいない方が、
いつまでも安心してくらすよう、豊田
市社会福祉協議会と契約することで、
日ごろの見守り及び意思決定支援や、
入院・施設入所などの支援、亡くなった
後のことなどについて支援する事業
です。

豊田市内に居住している
身寄りを頼ることができない方で判断能力のある方

対象者

- ☒ 家族や親族のいない方
- ☒ 家族や親族がいても、関係性の問題等により頼ることのできない方
- ☒ 家族や親族がいても、遠方ですぐに支援を受けられない方

費用

- ☒ サービスごとの利用料金

対応できないこと

- ①医療への同意 ③緊急時の駆けつけ、救急車の同乗
- ②身体介助 ④連帯保証人 など

サービス内容や費用など、詳しくは裏面をご覧ください▶▶▶



社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

〒471-0877

豊田市錦町1丁目1番地1 豊田市福祉センター2F(くらし応援課内)

営業時間

午前8時30分～午後5時15分まで(火～土曜日)
※祝日・12月29日～1月3日を除く

詳しくはお電話でお問い合わせください/

0565-63-5595

社会福祉協議会とは

全国、都道府県、市町村に設置されており、その地域における社会福祉の推進を図るため、地域住民・企業各種団体などと協働して、すべての人々が互いに助け合い、安心してくらすことができる、ぬくもりあるまちづくりを目指す「公共性」「公益性」の高い民間組織です

結(ゆい)サポート サービス内容



日常生活支援 (見守り・意思決定支援)

- ① 月1回の電話支援
 - ② 3ヶ月毎の訪問支援
- ※訪問時に支援日数の相談・意思決定支援を行います



入退院・入退所時 支援

- ① 夜間・休日などの連絡先
(安心コールセンター)
- ② アメニティなどの準備
- ③ 支払い・意思決定支援
- ④ 自宅の管理



死後事務支援

- ① 法律専門職への紹介、
公正証書作成などの調整

【サービス提供の流れ】



【利用料金】

サービス内容		利用料金(支援1回につき)	お支払い方法
日常生活支援	電話や訪問による見守り、意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> 電話：500円 訪問：1,000円 	毎月月末までの合計額を、翌月末までに徴収させていただきます。
入退院・入退所時支援 (豊田市内の入院・入所に限る)	医療に係る意思決定の支援	<ul style="list-style-type: none"> 同席：1,000円 	
	必要物品の準備・お届け、自宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> 1時間以内：2,000円 1時間～2時間以内：4,000円 2時間～3時間以内：6,000円 3時間～4時間以内：8,000円 +サービスにかかる実費 	

※上記、必要物品の準備・お届け及び自宅の管理の料金は、リース提供者1名あたりの金額となります。
ご自宅への立ち入りなどで2名のサービス提供者が必要だと判断した場合は、2名分の利用料がかかります。
※利用料の算定に関わる時間は、サービス提供者が事務所を出発してから、支援を終えて事務所に戻るまでの時間となります。

※¹ ACP(アドバンス・ケア・プランニング) 将来の医療やケアについて、自分自身で考え、家族や医療・介護従事者と繰り返し話し合い、共有する取り組みのこと。

※² 死後事務委任契約 自身が亡くなった後に、死亡届の提出・葬儀の手配、医療費・公共料金等の支払いなどの手続きを、第三者に依頼する契約のこと。

サービス開始までの流れ

